

# しまね長寿の住まいリフォーム助成事業

## Q & A

### 1. 補助対象について

Q 1-1 どのような工事が補助の対象となりますか？

A 1-1 バリアフリー改修後において、住宅が一定の「整備基準」に適合する必要があります。  
『整備基準』とは、「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく住宅性能表示基準の「高齢者等配慮対策等級3」程度で、整備基準に適合するための工事及びその他高齢者等にとって安全で安心して生活できる住宅環境に改修する工事が対象となります。  
具体的な内容は、下表のとおりです。

〔補助の対象となる工事〕

区分	補助対象項目
○移動に対する支障(バリアー)を解消、または緩和する工事	・住宅用エレベーター等の設置
	・建具の改修(有効開口幅の確保、引き戸への変更、レバーハンドル等金物の取替)
	・玄関ポーチ等外部にスロープ、手すりを設置
	・廊下等に手すりを設置
	・階段の改修(階段幅、段差等の構造緩和)
○身体的能力の低下に対し、支援・補助する施設や設備を設ける工事	・洗面・脱衣室、寝室等に手すりを設置
	・廊下、階段に足元照明を設置
	・明かり付きスイッチ、ワイドスイッチを設置
	・暖房洗浄便座を設置
	・熱交換型換気扇を設置
	・高齢者に配慮した水栓(レバー式、プッシュ式、自動、温度調整付き等)を設置
	・身障者、高齢者仕様の洗面台や流し台等を設置
○介助、介護を容易にする施設や設備を設ける工事	・昇降式吊戸棚を設置
	・便所、浴室又は洗面・脱衣室の広さを拡張
	・浴室、洗面にシャワー装置を設置
	・給湯設備・機器(具)を設置
	・移動用リフターを設置
・汚物の下洗い用シンクを設置	

○遭遇する事故等を防ぐ施設や設備を設ける工事	・緊急通報装置の設置
	・住宅用火災警報器、ガス漏れ警報装置、住宅用スプリンクラ一設備を設置
	・立消え安全装置付きガス調理器具又は電磁調理器具等の設置
	・浴室、便所、洗面に暖房用設備を設置
	・床仕上げの改修(滑りにくい仕上げ材)
	・内部建具のガラスを安全ガラスに取替
	・地震により転倒する危険性のある家具等の固定工事
○上記工事を行う事により必要となる補強工事、仕上げ材等の撤去、復旧工事	・手すりを設置するために設ける下地補強工事
	・建具改修に伴い発生する建具周囲の床、壁等の撤去、復旧工事

Q 1 - 2 工事後に「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示基準の「高齢者等配慮対策等級3」程度を満たすこととなっていますが、全ての項目について、工事をしないとイけませんか？

A 1 - 2 すでに基準を満たしている項目については、工事をする必要はありません。しかし、工事後には、工事をしなかった項目を含めて全ての項目について基準を満たしている必要があります。

Q 1 - 3 現在、すでに便所に腰掛式の便器と手すりをつけていますが、古くなったので新しくしたい(更新)と考えています。補助の対象になりますか？

A 1 - 3 補助対象項目となっている部分の更新も補助の対象となります。しかし、補助要件となっている「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示基準の「高齢者等配慮対策等級3」程度に該当する他の項目も適合させる必要があります。

Q 1 - 4 介護保険を利用して改修工事を予定していますが、このリフォーム助成も申請していいですか？

A 1 - 4 同一の改修内容(部分)に対して、両方の補助等を利用することはできません。しかし、工事内容(部分)ごとに、それぞれ有利な補助等をひとつずつ利用することは可能です。なお、その際にはそれぞれの工事費ごとに整理した工事内訳書を作成してください。

Q 1 - 5 市町村のリフォーム補助金との併用はできますか？

A 1 - 5 市町村によっては、県の上乗せ補助として実施される場合や対象部位を分ければ併用できる場合もありますので、県事業との併用の可否については各市町村の担当窓口にお問合せください。

なお、県のリフォーム助成制度は、それぞれの助成対象部位を分け、補助対象工事積算内訳書に明示すれば介護保険制度と併用することができます。

Q 1 - 6 浴室や便所が古くなったので改築したいのですが、補助対象になりますか？

A 1 - 6 住宅の全面改築や別棟の増改築は補助の対象になりませんが、既存住宅の一部を増改築する場合のバリアフリー工事部分は補助の対象となります。なお、増改築工事費のうち、この補助の対象外となる部分でも、島根県が取り組んでいる県産材利活用補助（県産木材、石州瓦に対する補助制度）や市町村の各種補助が利用できる可能性がありますので、各窓口にご相談ください。

なお、その際にはそれぞれの工事費ごとに整理した工事内訳書を作成してください。

Q 1 - 7 浴室の工事についてはユニットバスにしたいと考えていますが、どこまで補助対象になりますか？

A 1 - 7 住宅性能基準に適合するユニットバス（高齢者仕様のユニットバス等）については、「住宅性能基準以外の項目に対しても安全性が付加されていること」や「一体的な製品であるため、補助対象部分の工事費算出が出来ないこと」から、製品代金に設置工事費を含めた費用を補助対象とすることが出来ます。

Q 1 - 8 流し台や洗面台の水道用カランをレバー式に取替えることも、補助対象となりますか？

A 1 - 8 高齢者が利用し易くなる事項ですので、補助対象となります。

Q 1 - 9 給湯設備や調理器具だけの更新だけでも補助対象になりますか？

A 1 - 9 単なる器具の更新では、補助対象になりません。  
高齢者が利用し易くなるための機能が追加されている場合は補助対象です。

Q 1 - 1 0 工事費に制限がありますか？

A 1 - 1 0 補助対象工事費の上限額は500万円以内で、かつ補助対象工事費が総工事費の1/2以上であることが条件です。

例えば、総工事費が750万円の改修工事を実施する場合は、必ず375万円以上で500万円以内の対象工事を実施しなければなりません。

Q 1 - 1 1 全体のリフォームではなく、浴室のみリフォームしますが申請できますか？

A - 1 1 浴室のみを改修することもできますが、その場合の補助金は、浴室の補助対象工事費の23%以内で25万円が上限となります。ただし、補助対象チェックシートのすべての項目が適合になっている必要があります。

Q 1 - 1 2 借家をリフォームしますが、補助の対象になりますか？

A 1 - 1 2 借家は対象になりません。

Q 1 - 1 3 エコキュートやIHはどの部位にはいりますか？

A 1 - 1 3 エコキュートは浴室部、IHは居室部に入ります。また、脱衣室は廊下・階段部、台所は居室部に入ります。

Q 1 - 1 4 転倒する危険性のある家具等の固定の対象となる室はどこですか？

A 1 - 1 4 対象となる室は、高齢者が利用する全ての室です。

Q 1 - 1 5 転倒する危険性のある家具等とはどのようなものですか？

A 1 - 1 5 高齢者の利用するタンス、本棚若しくは食器棚等収納家具類、冷蔵庫若しくはテレビ等家庭用電気製品、ピアノ等大型楽器類等で高さが1.2m以上のものです。（テレビにあっては、テレビ台を含めた高さです。）

## 2. 申請手続きについて

Q 2 - 1 住宅の居住者や申請者に何か制限がありますか？

A 2 - 1 補助金交付の対象となる住宅は、65歳以上の高齢者若しくは身体障がい者と同居する住宅又は年齢が55歳以上の者が世帯主である住宅です。そして、申請者は、原則として対象住宅の所有者です。

Q 2 - 2 65歳以上の高齢者と同居予定の場合でも申請できますか？

A 2 - 2 申請はできますが、申込の際に同居予定時期を記入していただき、交付申請の際に同居予定者が入った住民票を提出して頂く必要があります。

Q 2 - 3 施工する工務店が申請しても良いですか？

A 2 - 3 申請者になれるのは、住宅の所有者のみです。しかし、申請書の作成や添付する図面や資料の作成には技術的な知識が必要となるものもありますので、申請する住宅所有者の人は設計者あるいは工務店の技術者と協力して申請書等を作成してください。

Q 2 - 4 補助の申請手続き先は、(一財)島根県建築住宅センターのみですか？

A 2 - 4 補助金申込書の提出先は(一財)島根県建築住宅センターのみです。ただし、募集要項、申込書の配布は、県庁建築住宅課、隠岐支庁県土整備局建築部及び各県土整備事務所建築部でも行います。

Q 2 - 5 補助金は、補助対象工事費の23%以内となっていますが、23%はどうして決まったのですか？

A 2 - 5 工事費をすべて金融機関から借り入れたときの金利に相当する金額を計算すると23%になります。この金利相当分を工事完了時に補助します。

Q 2 - 6 選定結果通知を受けた後、着工時期に制限がありますか？

A 2 - 6 選定結果通知後、通知の日から起算して30日以内に着工し、着工後速やかに工事着工届(様式4)を提出していただく必要があります。

Q 2-7 申請手続き後の交付決定はどのようになりますか？

A 2-7 申請書類を確認し適正であれば、その都度申請者へ審査結果を通知します。リフォーム工事完了時に現地確認（検査）をした上で補助金を申請者の指定口座へ送金します。なお、申請は随時受け付けますが、補助金の額が予算に達した段階で、補助事業は終了します。

Q 2-8 工事が完了して検査が終了するまで、工事をした部分を使用してはいけませんか？

A 2-8 工事部分を使用することに対して制約はありません。しかし、検査時に工事内容が住宅性能基準に適合していない場合には、手直し等をお願いすることになりますので、工事内容の変更が発生したときには、速やかに（一財）島根県建築住宅センターへご相談ください。また、工事が完了したときも速やかに（一財）島根県建築住宅センターへ手続きをしてください。

なお、別途、法律等の手続きにより工事完了後の制約を受ける場合がありますので、それぞれの法律や手続きをご確認ください。

Q 2-9 1人暮らしの方の住民票も世帯全員のものを添付しなければなりませんか？

A 2-8 はい。必ず世帯全員の住民票であることが証明されている必要があります。

### 3. 工事の計画・施工について

Q 3-1 工事を依頼する施工者（工務店、大工、設備工事業者）は、資格や条件がありますか？

A 3-1 特に補助金を受けるために必要な条件はありません。ただし、工事内容によっては、建設業の許可や上下水道工事の指定店などの登録が必要となるものがありますので、個別にご確認ください。

Q 3-2 工事内容について、相談できる人が近くにいません。紹介していただけますか。

A 3-2 （一財）島根県建築住宅センター内に「しまね住宅安心リフォーム推進協議会」の無料情報窓口を開設していますので、ご相談ください。また、「長寿社会の住まいづくり相談員」が全県下にいますので、同じく（一財）島根県建築住宅センターや県、市町村の建築・福祉行政窓口あるいは福祉関係機関の窓口に設置してある相談員名簿で確認できます。

### 4. 支払いについて

Q 4-1 補助金額の振込はいつごろですか？

A 4-1 完了検査の合格後、一か月ほどかかります。  
毎月15日締めで、翌月の15日支払の予定です。